

FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (FCI)

Place Albert 1er, 13, B-6530 Thuin (Belgique), Tel: +31.71.59.12.38, fax: +31.71.59.22.29, email: <http://www.fci.be>

INTERNATIONALE RETTUNGSHUNDE ORGANISATION (IRO)

Moosstrasse 21, A-Salzburg, Tel.: +43 662 82 65 26, Fax: +43 662 82 65 26 20

FCI 世界蕃犬連盟 / IRO 世界救助犬連盟

国際救助犬試験規定

IPO-R 2019 補足解説及び修正

Internationale Prüfungsordnung
für

Rettungshundeprüfungen

der

Fédération Cynologique Internationale (FCI)



und der

Internationalen Rettungshundeorganisation (IRO)



FCI / IRO 合同特別作業委員会作成、救助犬規定 IPO-R 2019 補足解説

2019年1月1日より有効

第二種社会福祉法人 アジアワーキングドッグサポート協会 (AWDSA)、
特定非営利活動法人 犬の社会化推進機構 (OPDES)、特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会 (RDTA)

和訳 © 2019

当解説は現行有効な試験規定の理解を深める為補足する事が目的である。FCI並びにIRO 取り決めに基づき試験規定内容に付いて更に解明すべき発表され、今後常時現状に似合った内容であるか精査され、必要に応じ改訂が実施される。

1) 2018年から2019年移行期間に関する特別規定

FCI合意の基、IPO-R 2012旧規定からIPO-R 2019新規定移行に当たり、現行有効なIPO-R規定の完璧性を維持する為、取得済みIPO-R試験資格（試験種目AとB合格）に付いて下記特例規則が適応される。

次段階受験条件を「2018年中に満たすペアー」は、「2019年1月1日時点に於いても受験資格を満たすと見なし下記試験段階受験が認められる。即ち、

ア)「2018年A段階試験合格ペアー」は、2019年中に「B段階試験受験」が認められる。

イ)「2018年適正試験合格ペアー」は、2019年中に受験部門を問わず「任意部門A段階試験受験」が認められる。

2) 「2.4.1. 服従熟練試験会場の設定」に関する補足

IPO-R 2019 引用

持来物品 最大で靴の大きさの木製、皮製、軽金属製、布製、プラスチックと／又はこれらの材質から成る混合材等、最低5種類の指導手が使用する物品が用意される。

使用物品の外寸法推奨許容範囲

長さ10～25センチ、幅5～10センチ、厚み3～6センチ

円形状である使用物品の場合、直径は約3～6センチ有すべきである。

下記物品は使用適正が無いと見なされる。

- ガラス、陶磁器、割れやすい物品
- 加圧状態にある各種容器（スプレー缶等）
- 各種液体を含む容器
- 各種ペースト入りチューブ等
- 全ての合成物質（プラスチック等）製容器
- 自重200グラム以下、500グラム以上の使用物品

複数回使用によって変形、破壊されない物品の優先的な使用が推奨される。下記例を参照。

- 革、亜麻又は人工皮革製筆入れ（可能な限り内容物を含めた物）
- 木製小型ほうき
- 靴ブラシ、衣類用手入れブラシ
- 庭用サンダル、木靴も可！
- 洗濯ブラシ（木製又はプラスチック製）
- 革、亜麻又は人工皮革製工具入れポーチ
- プラスチック、ゴム、金属製懐中電灯（前記混合素材も使用可）
- 小型麺棒

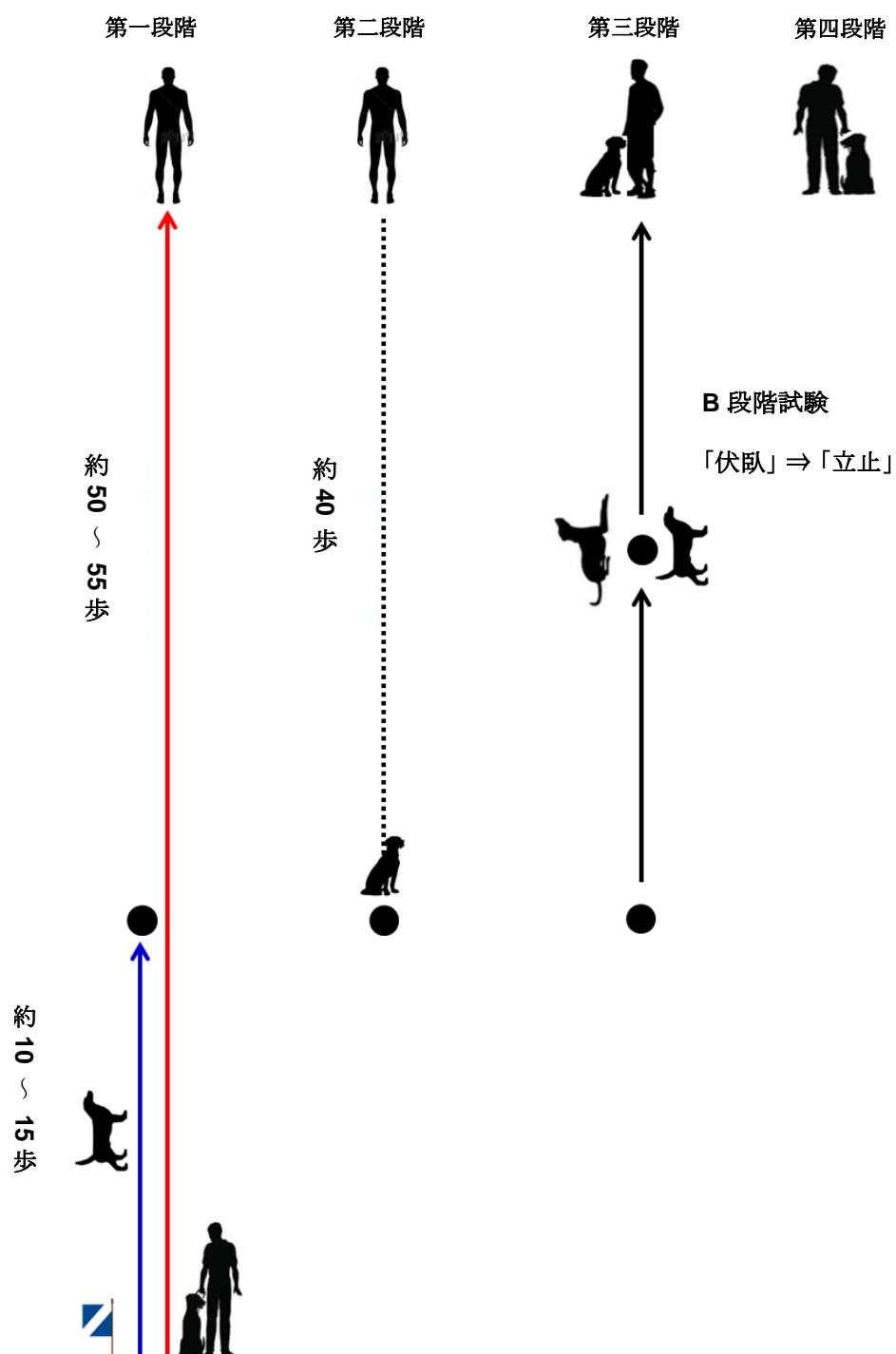
上記明記物品以外の使用に当たり、担当試験審査員と協議の上、許可を得る必要がある。

(以下修正、2019年5月発表)

付録 10.7 「ディスタンスコントロール」実施要領図の修正

「A 段階試験」に於いては「停座⇒招呼⇒伏臥⇒招呼」、

「B 段階試験」に於いては「停座⇒招呼⇒伏臥⇒立止⇒招呼」の順で作業が実施される。



国際救助犬試験 水難救助試験前段階試験 (RH-W V)、熟練・服従試験課目変更
現行 (誤) ↓

4.4.7 第六試験課目 「岸部からの救助器具水中持来」 15 点

新 (正) ↓

4.4.7 第六試験課目 「サーフボードへの搭乗及び移動」 15 点

試験会場 当試験課目実施に当たり、犬が水中にて立てる必要があり、水深が浅い、容易に岸辺へ登れる岸部にある会場が選定されなければならない。

使用器具 サーフボード 1 枚

使用が認められる声指符

- 「搭乗を促す」 1 声符と / 又は指符 (兼用可)
- 「静止を促す」 1 声符と / 又は指符 (兼用可)
- 「下乗を促す」 1 声符と / 又は指符 (兼用可)
- 「基本姿勢を促す」 1 声符又は指符

実施要領

指導手は受験犬と共に作業開始地点に於いて基本姿勢を取る。指導手による「搭乗を促す」1 声符と / 又は指符で犬は浅瀬に浮く帆を有しないサーフボードに乗る。この場合、犬がサーフボードに泳がずとも搭乗できる様、準備される必要がある。搭乗させるに当たり、指導手はサーフボードを安定させる為、押さえることが認められる。「静止を促す」1 声符と / 又は指符にて犬はサーフボード上にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示にて指導手は犬が乗るサーフボードを指示方角に向かって水上約 20 メートル押し進む。犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」1 声符と / 又は指符で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて静止し続ける必要がある。その後、指導手は「基本姿勢を促す」声符又は指符で犬と共に岸にて当試験課目作業終了基本姿勢を取る。

評価方法

- 犬がサーフボードに乗る際又は搭乗中落ち着かない態度が見受けられた場合、相応の減点とする。
- 犬がサーフボードを自主的に離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
- 犬がサーフボード搭乗を拒絶した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。